

参議院で労働者派遣法改正法案が可決 労働者保護の強化を盛り込んだ附帯決議は39項目

労働者派遣法改正法案が9月8日に、参議院厚生労働委員会で可決され、本日の参議院本会議でも与党の賛成多数で可決されました。

8日の委員会では、午前中の質疑で野党議員から質問が終了後、与党議員から質疑打ち切りの動議が上がり、これを阻止しようとする野党議員が委員長席に詰め寄り、委員長が休憩を宣言しました。

午後3時過ぎに委員会が再開され、与党から4点の修正案が提案され、修正案および原案に野党議員が反対の立場での討論を行った後、採決が行われ、与党の賛成多数で派遣法改正案が可決されました。

可決後、津田弥太郎議員が労働者保護の強化を盛り込んだ39項目にも及ぶ附帯決議案を約30分かけて読み上げ提案し、与野党の賛成多数で決議されました。

附帯決議には、「派遣就業は臨時的・一時的なものであるべきとの基本原則について十分留意し、かつ、派遣労働が単純な労働コストの削減等に利用されないこと」や、「法令違反を繰り返す派遣元には、指導監督の強化、許可の取り消しを含めた処分徹底と企業名の公表の検討」、「均衡を考慮した待遇を確保するため、派遣労働者の賞与や退職金等を含む賃金の決定するに当たって考慮し、勘案すべき内容の明確化や周知」など、派遣元・派遣先に対する指導監督の強化等の内容が記載されています。

参議院厚労委員会で施行日が9月1日から9月30日に修正されたこともあり、改正法案は衆議院で再度可決しなければなりません。9月10日の衆議院本会議で可決されれば、改正法成立となります。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（項目）

1. 労働者派遣法の原則について
2. 労働者派遣事業について
3. 期間制限について
4. 雇用安定措置について
5. 派遣労働者の待遇について
6. キャリアアップ措置について
7. 派遣先の責任について
8. その他